

# 提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び健康保険法 150 条第 2 項の規定（以下「高確法等の規定」）に基づく全国健康保険協会宮崎支部（以下「宮崎支部」）への提供について、下記のとおり委託します。

1. 健診実施機関は宮崎支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において宮崎支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって宮崎支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」）を提出すること。その際、宮崎支部が指定する形式で健康診断結果を提供すること。
2. 1 による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
3. 1 の提出を行う際に、健診実施機関は宮崎支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
4. 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は、別途連絡をすること。

令和 年 月 日

健康保険の記号	(例 12345678 7桁または8桁)			
事業所所在地 名称・事業主名				
担当者名				
電話番号				
受診健診機関 裏面（契約健診機関一覧） から番号をお選びください				
裏面に記載のない健診機関 をご利用の場合は、こちら にご記入ください	健診機関名称		所在地	
	健診機関名称		所在地	
	健診機関名称		所在地	
健診実施（予定）月	4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 1 ・ 2 ・ 3			

※裏面以外の健診機関で健康診断を受診している事業所様につきましても、まずは提供依頼書のご提出をお願いいたします。後日、協会けんぽより健診結果を提供いただきたい対象者をお知らせしますので、健診結果票をコピーしてご提供をお願いいたします。

## 「提供依頼書」の提出により健康診断結果の提供ができる健診機関

下記健診機関で健康診断を受けられている場合、「提供依頼書」を提出いただくことにより、健康診断結果は、健診機関から直接、協会けんぽへ提供されます。

1	宮崎県健康づくり協会
2	日本健康倶楽部宮崎支部
3	宮崎市郡医師会病院 健診センター
4	宮崎江南病院 健康管理センター
5	藤元総合病院附属予防医療クリニック（宮崎市）
6	金丸脳神経外科病院 脳卒中予防センター
7	古賀駅前クリニック 健診センター
8	迫田病院
9	近間病院
10	宮崎善仁会病院 総合健診センター
11	藤元総合病院附属予防医療プラザ（都城市）
12	福岡労働衛生研究所 延岡健診センター
13	延岡共立病院
14	黒木病院
15	日南市立中部病院
16	串間市民病院
17	宮崎県済生会 日向病院
18	都農町国民健康保険病院
19	川南病院
20	五ヶ瀬町国民健康保険病院
21	医療情報健康財団（福岡市）
22	医療法人 厚生会（大阪市）